

第58回中部地区実業団剣道大会 第37回中部地区実業団女子剣道大会

中部地区実業団剣道連盟

開催要項

1. 期 日 令和6年6月16日(日) 9時45分開会
2. 会 場 パークアリーナ小牧(小牧市スポーツ公園総合体育館)
小牧市大字間々原新田737 TEL0568-77-7712
3. 主 催 中部地区実業団剣道連盟
4. 後 援 全日本実業団剣道連盟 愛知県剣道連盟
5. 参加資格
 - ・本連盟会員であること
 - ・選手は、その会社及び事業所の在勤、在職者に限る。
 - ※ただし、女子の部はOGの出場を認めるほか、男・女とも所定の人数に満たない場合は、事前申し出の上、社外関係者の出場も認める。なお、この際、名札の団体名は統一することが望ましいが、強制するものではない。
 - ※申込時に社外関係者であることを明確にするため、所属(道場名・会社名等)を明記することなお、社外関係者とは弊連盟加盟団体の社員以外で稽古等を同一に行っているものを指し、警察、刑務官、教職員を除く官公庁職員もこれに該当するものとする。
 - ・選手の変更は、代表者会議まで認める。但し、オーダー順の変更は認めない。
6. 試合種目
 - ・男子の部 五人制団体戦、 女子の部 三人制団体戦
7. 試合方法
 - ・トーナメント方式とし、全日本剣道連盟試合審判規則・同細則、「新型コロナウイルス感染症が終息するまでの暫定的な試合・審判法」による。※試合注意事項参照
 - ・試合時間は男女共3分とし、勝敗が決しない場合は引き分けとする。
 - 勝者数、取得本数が同数の場合は代表者戦、1本勝負にて決定する。
8. 表 彰 優勝には、全日本実業団剣道連盟賞を授与する。
優勝・二位・三位(2チーム)までに賞状、賞品を授与する。
9. 参加料 1チームにつき 男子の部 22,000円・女子の部 17,000円
※大会傷害保険料2,000円を含む
 - ・申込み時に、会社毎にまとめて振込みご納入ください。
 - ・振込先 **三菱UFJ銀行 中村支店 普通 4655917**
中部地区実業団剣道連盟

注意

※振込は必ず団体名(会社名、事業所名)でお願いします。個人名は不可

※参加者都合による欠場は返金致しませんのでご注意ください。

10. 年会費納入 1 事業所登録につき 2 チームまでとし、3 チーム目は別事業所登録となり新たに年会費 (15,000 円) が発生しますので、適宜ご対応をお願い致します。
11. 申込方法 ◎ 申込締切 4月26日(金)までに必着 ◎振込期限 4月26日(金)まで
◎ メールにてお申し込みください
※事務局へメール未登録の方は、下記までメールにてご連絡ください。
12. 審判・代表者会議 9時20分より会議室にて行います。各社1名必ずご出席ください。
13. その他
- ・大会中の傷害等については、主催者が加入する傷害保険の範囲内で補償し、応急処置を行うが、その後の責任は負わない。
 - ・大会参加を原因とする新型コロナ ウィルス等への罹患については、主催者は一切の責任を負わない。
 - ・弁当を希望される方は、申込書にご記入ください。
 - ・紅白の目印およびオーダー表は、各チームでご持参ください。

団体名	先鋒	次鋒	中堅	副将	大将
-----	----	----	----	----	----

(よこ 80cm × たて 27cm)

<お問い合わせ先> 中部地区実業団剣道連盟 事務局 神谷光顕 (名古屋鉄道剣道部)
E-mail : chujitukendo@yahoo.co.jp 携帯 : 090-2686-0937

第58回中部地区実業団剣道大会
第37回中部地区実業団女子剣道大会

＜ 試合上の注意事項 ＞

中部地区実業団剣道連盟

- 本日の試合は3分間、三本勝負で行い、試合時間内に勝敗の決しない場合は引き分けとする。
- 勝者数、取得本数がともに同数の場合は、任意の選手による代表者戦を行う。代表者戦は3分1本勝負とし、時間内に勝敗の決しない場合は延長戦を3分毎に区切って行い、3回延長戦を行っても勝敗の決しない時には、5分間の休憩時間を設け水分補給を行う。
- 試合者は、必ず面マスクまたはシールドを着用すること。なお、当日に着用が無い方は出場できないので注意すること（※大会本部で用意はしない）
- 試合者は、鏝競り合いをさけること。接触した瞬間の引き技や体当たりからの技は認めるが、鏝競り合いになった瞬間に技が出ない場合は、試合者自らが積極的に分かれること。鏝競り合いの解消に至る時間はおよそ「一呼吸」とし、双方が鏝と鏝で競り合う（押し合う）力を利用して一気に下がること。審判員の「分かれ」の宣告を待たず、試合者双方で分かれる努力をすること。
※分かれる際に、お互いの件先が完全に触れない位置まで双方で下がること。
※分かれる途中で相手の竹刀を「叩く」「巻く」「裏交差」をしないこと。
- 分かれる際、相手だけに下がらせて自分が下がらない行為は反則とする。
- 分かれる相手に対しての引き技は有効打突と認めない。
- 一方が分かれようとしている場合に、「追い込んで打突する行為」や「分かれようと思わせて引き技を打突する行為」は反則とする。
- 防御姿勢（勝敗の回避）で相手に接近する行為は反則とする。